

安全靴のルールについて

当作業所の安全靴について、作業所基準を下記の通りと致します。

目的としましては、①不整地歩行時の捻挫防止、②ズボンの裾を引っ掛けない、③くるぶしの怪我防止、です。

また、当作業所の作業内容に合ったつま先の保護を考えた時、安全靴といえる基準を満たす様にJIS基準又はJPSA基準に合った物とした方が安全上好ましく下記の基準と致しました。

基準： JIS規格(JIS T8101の作業区分S以上)又はJPSA規格(プロテクティブスニーカーA種)の 安全靴

但し、設備重量物などを設置作業の場合はJIS規格の作業区分Hとしてください。

作業内容によっては適切な靴の種類が変わってくると思います。所員まで相談ください。

対応できていると思われる物



マジックテープの半長靴



マジックテープの半長靴



安全短靴+脚半



紐タイプの半長靴



筒状タイプの半長靴



安全長靴+さらに鉄板 ◎



安全長靴



安全長靴の白



スニーカー+脚半 (簡易作業ならOK)

対応できてないと思われる物



足袋タイプ 安全足袋もダメ。



短靴のみ (又は裾を靴下に入れるもダメ。)



スニーカータイプ+脚半 (薄いものはダメ。)

株式会社
名鉄病院1号館新築等計画
(建築等工事・地下連絡通路撤去工事)